



教えて！自治基本条例

■問い合わせ先 総合政策課 ☎(40)55550



第31条

意見募集

市民の市政への参加を保障する制度である意見募集制度について規定しています。

市民意見公募手続（一般的にパブリックコメントと言われる制度）で、市が市民生活に広く影響を与えるものについて、市民に情報提供を行い、広く意見を求めます。基本的な事項を定める条例や計画などを策定する際に、計画段階で公表します。



これにより、さまざまな市民の意見を市政運営に反映させる機会を確保して、市の政策形成過程での市政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目指しています。

⇒ 下野市では、「下野市パブリックコメント制度実施要綱」を制定し、運用しています。



第33条

■住民投票

住民の意思を直接確認する必要があると認められるような重要な事案については、住民投票を実施することができるものと規定しています。

市の直面する重要課題や将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について、住民投票実施に関する条例の議決を経て、住民投票を実施することができます。

住民投票は、住民を二分する可能性があるなど、住民相互の関係性にも大きな影響があることから、多様な意見を持つ人が十分に議論をした上で、なお、住民の意思を確認する必要がある場合の最終手段として実施するものとしています。

住民投票の結果は、議会や市長の選択や決断を拘束するものではありませんが、尊重しなければならないとしています。

第6章では市政やまちづくりへの参加を保障する仕組みやまちづくりを協働で進めていくための人材及び組織の育成について規定しています。

今月のポイント
「市政やまちづくりへの参加」「人材と組織の育成」

今回は、第6章「参加及び協働」を取りあげます。

第32条

公募による委員

審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募による市民委員を含めなければならないことを規定しています。

審議会等とは、条例に基づき設置する協議会や委員会等を指します。委員の選任に当たっては、透明で公平な手続きで行われるべきことが規定されています。

また、審議会等の会議は、市民の市政への参画や透明性の高い市政運営の基礎となるため、原則公開としています。

■市政やまちづくりへの参加を実践しよう！■

自治基本条例では、このような市政に参画する機会を保障しています。

パブリックコメントやさまざまな委員会の委員募集（公募）、さらに市民説明会等は、市民が市政やまちづくりに参加する機会です。

参加の機会を活用して、市民の一員としてまちづくりを実践してみませんか。

第34条

■人材と組織の育成

市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須です。市民が積極的、意欲的にまちづくりに取り組めるよう場所や機会、仕組みなどの環境づくりを行い、協働によるまちづくりを推進します。



下野市では、生涯学習情報センター（写真）を開設し、ボランティアバンクの管理運営、人材育成講座の開催、活動場所の提供などを行っています。